

利益相反ポリシー

1. 目的

一般社団法人日本クレー射撃協会（以下「当協会」という。）は、我が国のクレー射撃界を統括し、代表する団体としてクレー射撃の健全な普及及び振興や選手の競技力向上を図ると共に、もってスポーツマンシップを昂揚し、明るく正しい社会の発展と国民の心身の健康に寄与することを目的としており、当協会の役職員（次条で定義する。）はかかる目的を実現するため誠実に職務を遂行する義務を負う。

一方、その職務を遂行する過程において、企業等との関係によって当協会が有する利益が、役職員の利益と相反する、いわゆる利益相反の状況が生じ得る。このような状況に関して、当協会に対する社会的な信頼を確保し、利益相反について取り組むべき方針と対処を明確にするために、本ポリシーを策定する。

2. 対象者

本ポリシーの対象者は、役員（理事・監事）、職員、各種委員会の委員及び正会員（以下、総称して「役職員」という。）とする。

3. 定義

本ポリシーにおいて、利益相反行為とは、以下の行為をいう。

- (1) 役職員、役職員の配偶者及び三親等内の親族並びにこれらの者が代表者を務める法人（以下、総称して「役職員等」という。）が、自己又は第三者のために当協会と行う取引
- (2) 当協会による役職員等の債務の保証
- (3) その他、役職員等以外の者との間において、当協会と当該役職員等との利益が相反する取引

4. 役職員の責務

- (1) 当協会の役員が、利益相反取引に該当し又は該当する可能性がある取引を行う場合、その取引について重要な事実を開示し、事前に理事会の承認を得なければならない。
- (2) 当協会の職員、各種委員会の委員又は正会員が、利益相反取引に該当し又は該当する可能性がある取引を行う場合、その取引について重要な事実を開示し、事前に理事会の承認を得なければならない。

5. 適正性の判断規準

前条に定める承認の申請を受けた者は、以下の諸要素を考慮した上で、取引が当協会の利益になると総合的に判断した場合には、当該申請を承認することができる。

- (1) 当該取引が当協会にとって必要不可欠であること
- (2) 当該取引が当協会の利益を最大化できる見込みであること
- (3) 当該取引により当該対象者が不当に利益を得ているとはいえないこと
- (4) 当該取引により当協会の公平性に疑惑が生じるとはいえないこと

6. 適切な利益相反取引管理

役職員は、事故以外の役職員等の利益相反取引等を発見した場合には、速やかに当協会に報告し、当協会において適切な利益相反取引等の管理が行われるよう努める。

7. 情報の提供

役員は、利益相反取引の判断に必要となる、次の事項に関する情報を、当協会へ報告しなければならない。

- (1) 他法人の役職を兼業する場合には、その法人名と役職
- (2) 加盟地方協会・部会において役員の地位にある場合には、その団体名と役職
- (3) 設備や物品の供与及び寄付を行う場合には、その概要
- (4) 施設及び設備の利用提供を行う場合には、その概要
- (5) 物品の購入及び施設の貸借を行う場合には、その概要

8. 改 廃

当協会は、国内外の経済や社会の情勢変化、スポーツ界を取り巻く情勢の変化、利益相反取引の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーの見直しを適宜実施する。

なお、本ポリシーの改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

1. 本ポリシーは令和5年2月6日から施行する。

(*2022年度第7回理事会承認)